

平成21年第2回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成21年3月26日(木) 午後2時

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第 8号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第 9号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第10号 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について

議第11号 見附市子ども読書活動推進計画の策定について

議第12号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議第13号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

議第14号 見附市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

議第15号 見附市妊婦健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定
について

議第16号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の
制定について

議第17号 見附市嘱託指導主事の委嘱について

議第18号 見附市適応指導教室指導員の委嘱について

議第19号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命
に
ついて

議第20号 見附市青少年指導員の委嘱について

議第21号 環境教育プロデュース研究指導員の委嘱について

議第22号 学校医の委嘱及び解職について

議第23号 見附市立理科教育センター専任所員の委嘱について

議第24号 見附市文化財保護審議会委員の委嘱について

議第25号 見附市体育指導委員の委嘱について

○出席委員（5名）

委員長 加野 邦昭 君

委員長職務代理者 平野 義之 君

委員 小林 弘武 君

委員 南雲 京子 君

委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育総務課長 清水 幸雄 君

学校教育課長 藤森 進 君

こども課長 星野 隆 君

学校教育課長補佐 渡邊 茂夫 君

こども課長補佐 佐藤 貴夫 君

教育総務課長補佐 小林 誠一 君

教育総務課長補佐 長谷川 仁 君

教育総務課副参事 丸山 源一郎 君

教育総務課主査 武石 明彦 君

午後2時開会

委員 長

只今より、平成21年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

審議いただく議案には、まちづくり課へ補助執行とした体育指導委員の任免に関することが含まれているため、まちづくり課長の出席を求めることとしています。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員5人全員でございます

委員 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行ないます。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により平野委員を指名します。

委員 長

日程第2 報告事項 1. 3月市議会定例会一般質問について関係課長より説明願います。

教育総務課長

教育総務課関係の3月市議会定例会一般質問についてその概要を説明します。
山田武正議員から学校給食に関して、米飯給食回数及び地場産野菜の使用比率について質問がなされました。21年度から学校給食につきましては、原則米を主食とした献立内容とすることとし、米飯は週3回から週4回とし、残る1回は米粉パンあるいは学校行事や子どもたちの要望を取り入れた内容とする予定であることを答弁しました。地場産野菜の使用比率は、21年1月末で47%を超えており、当初目標の47%を達成している状況を答弁しました。

高橋健一議員からモーターボート競走の場外舟券発売場の計画について質問がなされました。場外舟券発売場の設置には、警察や国土交通省等との複数の機関との協議が必要となり、地元との調整がとれていることも要件とされています。

地元との調整とは、町内会の同意、市長の同意、議会が反対議決をしていないことを含めて地元調整としています。市長同意には、同意のための次の7要件を示して条件としています。これらの7要件の中には、防犯対策及び青少年対策の徹底、交通渋滞の解消、周辺環境の整備、環境委員会などの設置などが要件として含まれております。また、21年1月にはPTAの代表の方に現状の説明を担当より行いました。この事業については、市がその事業実施主体ではないことから、情報提供にも自ら制約がありますが、市が対応できる項目については適切に対応していることを答弁いたしました。議員の質問には、計画の周知や意見集約を行おうとするPTA関係者に対して学校サイドから制約があったのではとの質問も出ましたが、学校、PTA関係者の確認を取ったところ、学校からは全くその事実はないことの報告を受けていることについて答弁をしました。

浅野三夫議員から今町小学校改築事業の進捗状況及び21年度整備計画について質問がなされました。20年度末の進捗率は約43%の見込みであり、ほぼ3階建ての全体の躯体が確認できる状況であることを答弁しました。21年度については校舎棟の引き渡しは本年12月、3学期から新しい校舎棟、教室での授業をスタートさせる予定であることを説明いたしました。なお、屋内体育館、グラウンド、外構工事などの設計、旧校舎棟の解体なども進めていく計画である旨を答弁しております。

学校教育課長

学校教育課関係の3月市議会定例会一般質問についてその概要を説明します。

関三郎議員から新学習指導要領の目指すもの、教職員の勤務実態、携帯電話のフィルタリング等についての質問がなされました。学習指導要領の目指すものについては、その改訂の目的について説明をしました。中学校の部活動の今後のあり方については、中学校では、外部指導者により部活動の指導が行われておりま

すが、新要領においても、社会教育関係団体と連携して行きたいと考えていることを答弁しました。新要領への移行処置は、小学校で2年間、中学校で3年間ありますがその円滑な移行処置についての質問は、理科の実験の充実については、理科支援員を配置し、理科教材の整備による先行実施を行うこと。小学校での外国語活動への取り組みについては、21年度より全ての小学校で、週1回、年間35時間の先行実施を行うこと。中学校の体育における武道の取り扱いについては、20年度は、全ての中学校で柔道は実施されており、21年度は、改訂の主旨にそって指導計画の見直しを進めていることについて答弁しました。教職員の残業時間については、文部科学省が18年度に、新潟県では19年度にそれぞれ状況調査を実施しています。見附市の教職員は、新潟県の実態とほぼ同様であることを認識していることについて答弁しました。携帯電話のフィルタリングと保護者の理解、普及についてですが、見附市では平成13年度から全ての学校で学校に携帯を持ってこないよう指導しています。昨年、再度その旨を周知する文書を保護者に配布したことについて答弁しました。

浅野三夫議員からは、幼保小中連携一貫教育推進事業についての質問がありました。これまでの具体的な取り組みについては、現行の学校制度を生かし、保育園や幼稚園を含めた12年間を見通した取り組みを行っております。今町中学校区では、各団体の代表からなる推進委員会の設置。学校や園の行事を通した相互交流会。小学生が中学校の教室で中学校の教師による授業を受ける。小学校、中学校の教師間の交流。あいさつ運動、ノーテレビデーへの中心的な役割を果たした等、その取り組みの概要について答弁をいたしました。

こども課長

こども課関係の3月市議会定例会一般質問についてその概要を説明します。

渡辺みどり議員からは、21年度予算での幼児医療費の助成について、20年

度の助成状況と今後の助成拡充への見解について質問がなされました。現在の見附市の子どもの医療費助成制度は、新潟県の制度に上乗せして実施しており、通院は小学校就学前まで、入院は小学校卒業までの子どもを助成対象にしていることを説明し、今後は県制度の拡充の内容を見ながら検討していきたいと答弁させていただきました。

佐々木志津子議員からは、保育行政についてとして、1 保育園の利用者が安心感・信頼感の持てる保育園づくりということに対する基本的な考えと、2 民営化検討委員会での検討過程や内容を広く保護者・住民に公開すべきでないかの2点について質問がなされました。1点目は、改定された国の保育指針にあるように、養護と教育の一体的機能をより充実させていくこととお答えしました。具体的には、20年度作成した見附市公立保育園指導計画に基づいて各園が一層保育内容を充実し、発達段階に応じた適切な保育を行うことだと考えています。そして、延長保育や土曜保育などさまざまな保護者の皆様のニーズに対応し、連携を図るなかで、開かれた保育園づくりに努めていくことと考えます。また、絵本の読み聞かせ活動、花や緑を育てる活動を通して、豊かな心の醸成を図り特色のある保育園づくりに取り組んでいくとともに、保育士がさまざまな子育ての相談や支援を行うことなども、信頼を得ていく要素の一つであると考えている旨を答弁いたしました。また、2点目の質問については、民営化検討委員会では自律推進プログラムにおいて、検討するとされた保育園の民営化について、公立保育園の担うべき役割や民営化実施の可否、そして、実施する場合、その実施時期や手法を検討していただくことにしており、その内容については、できる限り情報を公開してまいりたいと考えている旨を答弁いたしました。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移りたいと思います。

委員 長

報告事項 2. 平成 20 年度高等学校進学状況（平成 21 年 3 月卒業生）について、3. 平成 21 年度新採用・転入教職員面識会の開催について一括して学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

報告事項 2. 平成 20 年度高等学校進学状況については、別紙のとおりとなります。全体的には、高校進学が全県一区になったことから進学する範囲が円状に広がっていく傾向が見られました。

報告事項 3. 平成 21 年度新採用・転入教職員面識会の開催についてですが、別紙のとおり開催いたします。教育委員の皆さまからは出席をお願いします。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、次に移りたいと思います。

委員 長

報告事項 4. 新潟県指定文化財の指定について教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

報告事項 4. 県指定文化財の指定についてですが、配付資料のとおり、小栗山不動院の銅造観音菩薩立像が県指定文化財に 3 月 24 日付けで指定されました。見附市からの小栗山不動院経塚出土品壺、仏像外に続き、2 点目の指定となります。

す。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了したいと思います。

委員 長

日程第3 議第8号 専決処分について(教職員人事の内申について)、議第9号 専決処分について(職員人事の内申について)を議題とします。この議案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きに規定する人事に関する事件に該当するものと考え、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。それでは、提案理由の説明を教育長にお願いいたします。

■ここから非公開審議■

■ここまで非公開審議■

委員 長

ここで、非公開と決定しました議第8号及び議第9号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

委員 長

議第10号 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について議題とします。学校教育課長に説明を求めます

学校教育課長

議第10号 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施については、学校教育課長補佐より説明いたします。

学校教育課長補佐

議第10号 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施についてご説明いたします。この調査の概要は、議第10号のとおりですが、新潟県教育庁保健体育課長より、文部科学省で平成21年度に実施する調査への参加について照会がありました。この調査は、文部科学省が、子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な状況を把握し、各教育委員会、学校が、全国的な状況との関係において、自らの子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、取り組みを通じて、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に実施されております。新潟県教育委員会からは、本調査の趣旨に賛同するとともに、全ての学校で新体力テストを実施している現状から、本調査に協力する考えであるとの回答を得ております。見附市においては、全ての小・中学校の全ての学年において新体力テストを実施していること、小学校では県内20市との比較で、まだまだ改善の余地が認められること、中学校では県内トップレベルの状況にあり、体力の現状を生活習慣や食習慣、運動習慣等と関連づけて分析することで、貴重なデータを得ることができ、今後の教育委員会の施策や各学校の取組に生かすことが期待できること等から、本調査に参加したいと考えております。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

議第11号 見附市子ども読書活動推進計画の策定について議題とします。子ども課長に説明を求めます

こども課長

見附市では、未来を担う子どもたち一人ひとりが豊かな読書体験を得ることができるよう、また、心豊かで健やかな成長を願い子どもの読書活動を応援しています。この読書活動推進計画は事業を効果的かつ着実に実施していくため、その計画期間は、21年度から概ね5年間を計画の期間としています。平成21年3月2日（月）から19日（木）の期間、市民の意見を聞くため、パブリックコメントを市役所ホームページのほか、教育委員会こども課、ネーブルみつけ、公民館、図書館、ふぁみりあで閲覧できるようになっておりましたが、意見はございませんでした。計画の詳細については、本日配布資料をご確認ください。

委員長

策定検討委員が記載されているが、この委員の方々が計画を作成されたのだと思うが、計画期間が5年間となっているが、初年度にはどこまで、2年度にはどこまでといった具体的な計画はどうなっているのか。

こども課長

この策定検討委員により本計画は、策定されています。また、具体的な内容を定めた、実施計画については、推進計画の決定を受けて、これから作成していくこととなります。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり策定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

議第12号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について、議第13号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議第14号 見附市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について議題といたします。一括して、教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

議第12号及び議第13号につきましては、見附市の理事制度見直しにより関連する規則改正がされており、それらと連動して教育委員会の規則改正も併せて行うものです。市の理事制度につきましては19年度に導入され、管理職がライン職を離れ、自らの経験や判断を生かすため、特命事項を受けて主管課長に協力することとなっておりますが、このたび、この理事制度を見直し、担当課、担

当グループを超えて懸案事項や特命事項に対応するため、これまでのグループ長を理事としさらに特命理事も置くこととなったものです。議案書の13ページ教育委員会組織規則の一部改正については、新旧対照表の第5条第4項ですが、所要の文言整理を行うものです。14ページ、教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正につきましては、新旧対照表別表のとおり、職名の並び順を改正するものでございます。両規則とも平成21年4月1日から施行するものです。

議第14号ですが、平成21年4月1日から今町小学校が学校給食センターの管轄となることから所要の規則改正を行うものです。この規則では、学校給食の調理等の業務を一括処理する施設として学校給食センターを設置することとしており、その対象は委員会が指定する学校を除くとしていることから、15ページ新旧対照表のとおり、規則第2条の指定する学校から今町小学校を削除するもので、平成21年4月1日から施行するものでございます。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

議第15号 見附市妊婦健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第16号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改

正する要綱の制定について議題とします。一括して、こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第15号 見附市妊婦健康診査実施に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について説明いたします。現在、妊婦一人に対して妊婦健康診査として5回の助成を行っております。この4月からは助成回数を14回に増やし経済的負担等を軽減し、健康診査内容の充実を図ることと、県外において医療機関で受診した場合の償還払いを可能とした改正です。

議第16号 見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱の制定について説明します。児童福祉法の一部改正により、乳幼児家庭全戸訪問事業で把握した児童及び保護者、そして出産前の支援が特に必要な妊婦が要保護児童対策地域協議会における支援の対象となったことと、実務者会議委員構成員に長岡児童相談所職員と学校養護教諭を追加したことによる改正内容であります。この2件の改正においても、平成21年4月1日から施行するものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり改正することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

議第17号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、議第18号 見附市適応指導教室指導員の委嘱について、議第19号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命について議題とします。一括して、学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第17号 見附市嘱託指導主事の委嘱について、議第18号 見附市適応指導教室指導員の委嘱について、議第19号 見附市青少年育成センター嘱託員の委嘱及び同センター所長の任命は、議案書記載のとおり任命及び委嘱を行うものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり、これを委嘱、任命することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

議第20号 見附市青少年指導員の委嘱について、議第21号 環境教育プロデュース研究指導員の委嘱について、議第22号 学校医の委嘱及び解職について、議第23号 見附市立理科教育センター専任所員の委嘱について議題とします。一括して、学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第20号 見附市青少年指導員の委嘱について、議第21号 環境教育プロデュース研究指導員の委嘱について、議第22号 学校医の委嘱及び解職について、議第23号 見附市立理科教育センター専任所員の委嘱については、議案書記載のとおり委嘱、解職を行うものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり、これを委嘱、解職することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

議第24号 見附市文化財保護審議会委員の委嘱について議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

まず、訂正をお願いいたします。松本十三雄さんの任期が平成19年4月1日からとなっておりますが、平成21年4月1日の誤りでございますので訂正をよろしくお願いいたします。議第24号見附市文化財保護審議会委員の委嘱は、議案書記載のとおり4名の方に引き続き委嘱するものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり、これを委嘱、解職することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

議第25号 見附市体育指導委員の委嘱について議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第25号 見附市体育指導委員の委嘱は、議案書に記載のとおり18名の委嘱を行うものです。なお、17名を引き続き委嘱し、1名を新たに委嘱するものです。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

今回新任となった方はどなたか。

まちづくり課長

斉藤圭太さんが新任の委員となります。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり、これを委嘱

することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委 員 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。これで平成21年
第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします

午後3時00分閉会

以上、会議の大要を記載しその内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員